



「チョイソコとうかい」運行事業 プロポーザル実施要領

東海市地域公共交通会議

AISIN

1 目的

この要領は、東海市において実証実験を行うオンデマンド型乗合交通「チョイソコとうかい」の運行事業者を選定するにあたり、東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンが公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 事業概要

この要領における運行事業の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業名 オンデマンド型乗合交通「チョイソコとうかい」運行事業
- (2) 事業内容 「チョイソコとうかい」運行事業実証実験仕様書のとおり
- (3) 事業期間 令和9年（2027年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

※ただし、実証実験の状況によっては、実証実験の期間を延長する可能性があるため、それに合わせた準備を行うものとする（最長3年間）。

3 参加資格について

本事業のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当し

ない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。

- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得している者であること。
- (7) 重大な法令違反に対する行政処分経歴などがなく道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条の申請ができる者であること。

4 スケジュール

項 目	日 程
実施要領配布	令和8年（2026年）10月1日（木）から 令和8年（2026年）10月23日（金）まで ※東海市公式ホームページにて公開
質問受付	令和8年（2026年）10月9日（金）まで
質問回答	令和8年（2026年）10月16日（金）予定
企画提案書の提出	令和8年（2026年）10月23日（金）午後4時まで
企画提案書の説明及びプレゼンテーション並びに審査員による質疑応答	令和8年（2026年）11月10日（火）
審査結果通知	令和8年（2026年）11月下旬

5 実施要領等に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式5）により提出すること。

- (1) 受付期間：令和8年（2026年）10月9日（金）まで
- (2) 提出方法：電子メール（toshi@city.tokai.lg.jp）
- (3) 回 答 日：令和8年（2026年）10月16日（金）予定
- (4) 回答方法：東海市公式ホームページに掲載

6 応募関係書類の提出について

プロポーザルの参加者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の資料を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式１）
- ② 企画提案書（様式２）
- ③ 業務実施体制書（様式３）
- ④ 業務見積書（様式４）

積算にあたり、下記表の積算に含める事項に係る費用を事業者負担と見込み、平日８：００～１６：００（土・日曜日、祝日、年末年始、天災時等を除く）までの運行における１日あたりの１台の運行費用を算出すること。

また、実証実験の状況によっては、最長３年間延長する可能性があるため、実証実験が延長した場合の２年目、３年目の経費も記載すること。

※運行費用については、１年目は税抜４１，０００円、２年目は税抜４３，０００円、３年目は税抜４５，０００円を目安金額としているもの。

積算に含める事項	
1	・運転手人件費
2	・車両関係費用 └車両費（客席８席を有するハイエースグランドキャビンクラス） └車両取得時の自動車重量税（自動車税及び自動車重量税は非課税） └法定点検費用 └タイヤ（夏・冬タイヤ）費用 等 ※車体のラッピングについては、株式会社アイシンが負担するもの。
3	・保険料（自賠責保険、任意保険） ※任意保険は、対人・対物・同乗者無制限、車両保険
4	・その他運行管理にかかる経費 └車両清掃・洗車費 └運賃管理費 └ドライブレコーダー、電子決済端末導入費及び通信費、決済手数料 └運転手と連絡がとれる通信費用（携帯電話等） └運輸局へ本事業の届出

	└その他必要な経費
--	-----------

なお、運行指示用の車載器（タブレット）及び通信費、充電ケーブル、車載器固定ホルダー、その他「チョイソコとうかい」運行に必要となる車載器関連機器は株式会社アイシンから貸与するもの。

また、ガソリン代については実費精算とし、見積書の積算には加えないこと。

(2) 提出期間

令和8年（2026年）10月1日（木）から

令和8年（2026年）10月23日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

様式1～4の提出書類をA4サイズで7部（正本1部、副本6部）作成し、提出場所へ提出（郵送可）するものとする。また、メールでデータも提出することとする。（開庁時間：土日祝日を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出場所

東海市地域公共交通会議事務局（東海市役所 4階 都市建設部都市計画課）

7 審査

(1) 審査方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査する。

(2) プレゼンテーション

令和8年（2026年）11月10日（火）に東海市役所にて委員会に対し、
6 応募関係書類の提出について(1) 提出書類に示した「企画提案書（様式2）、業務実施体制書（様式3）、業務見積書（様式4）」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。プレゼンテーションは質疑応答を含めて30分程度とする。

なお、日時・場所については、後日連絡するもの。

(3) 運行事業者の決定方法

申込内容等について、書類審査及びプレゼンテーション審査により、業務実績

及び信頼性などを総合的に判断し、審査の結果、最高点の者を本事業者の運行事業者とする。

なお、審査基準及び審査結果（評価点）については、公表しないものとし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

また、結果に関わらず、企画提案参加申込した者に対し、運行事業者採用・不採用決定通知書により郵送にて通知する。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

提案にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 書類取扱

提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、書類は返却しない。

なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(3) 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(4) 虚偽記載禁止

提案書に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。

9 問い合わせ

(1) 東海市地域公共交通会議事務局（東海市都市建設部都市計画課）

住 所：〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電 話：052-613-7807/0562-38-6398

メール：toshi@city.tokai.lg.jp

(2) 株式会社アイシン 移動サービス事業推進部 小野

住所：〒448-8605 愛知県刈谷市相生町3丁目3番地 富士ビルディング3階

電話：0566-62-8135

メール：tono@engin.aisin.co.jp

10 協定書の締結

東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンは、採用した運行事業者とデマンド交通実証実験の実施に関して、事業実施に必要な内容を定める運行事業に関する3者協定を締結する。

11 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンが別に定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）10月1日から施行する。